排他的経済水域(EEZ)における洋上風力発電の実施に係る 国際法上の諸課題に関する検討会(第4回)議事要旨

◆日時 令和4年12月26日(月)10時00分~11時50分

◆場所 内閣府宇宙戦略開発事務局大会議室

◆出席有識者

來生 新 (座長) 神奈川大学 海とみなと研究所上席研究員、

横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授

井上 登紀子 東京海上日動火災保険株式会社執行役員

兼原 敦子 上智大学教授

清宮 理 一般財団法人 沿岸技術研究センター参与、

早稲田大学名誉教授

鈴木英之東京大学大学院教授西村弓東京大学大学院教授西本健太郎東北大学大学院教授

◆出席構成員

村田 茂樹 内閣府総合海洋政策推進事務局長

佐藤 勝 内閣府総合海洋政策推進事務局参事官 粕谷 直樹 内閣府総合海洋政策推進事務局参事官

杉浦 雅俊 外務省国際法局海洋法室長

山里 直志 水産庁漁政部企画課長

武藤 圭亮 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室長補佐

千葉 潤国土交通省総合政策局海洋政策課長補佐田村 顕洋国土交通省海事局海洋・環境政策課長

衛藤 謙介 国土交通省港湾局海洋・環境課長 大倉 紀彰 環境省大臣官房環境影響評価課長

◆議事要旨(有識者の発言は○、構成員の発言は●で示す。)

1. 開会

〔事務局より挨拶後、本日の議事案内〕

● 取りまとめ案については、議論のための素案にすぎず、最終的に確定される取りまとめに至るまでの自由な議論を確保する観点から、公表しない前提で扱いたい。

2. 議事

(1) 第3回検討会の指摘事項について

[資料1に基づき資源エネルギー庁から説明。以下意見交換]

○ 私は当初、イギリス等の諸外国において着床式洋上風車を中心に、沖合何 十kmというところで建設している理由が非常に気になっていた。普通であ れば、近距離の方が送電線の距離も短くなるため、問題があるとしたら景観 や漁業権であると推察していた。調査結果から各国とも沖合に出ている事 実はわかるが、EEZの中でどのような調整がなされているのかということに ついては依然不明である。政府において、沖合に出て洋上風力を実施するに あたり、相互の国でどのように調整しているのかという観点で整理される と良いと思う。

アメリカに関する情報は、インターネット上で調べれば、かなり情報を得ることができ、沖合でつくる一つの理由として、真偽は不明ではあるが、景観の話があり、海岸線の近くで目に見えるところに洋上風車をつくるなという話が非常に多い。政府で、ぜひそのような分析をしていただくと、非常に助かる。

それと併せて、では日本のEEZではどうかといったときに、諸外国と比較すると、状況は少し違うのではないかというのが私の印象である。

● 事務局で把握していることとして、沖合に出る根拠としては、どの国も EEZでやる場合には、主権的権利又は管轄権を根拠にしていると考えている。 また、各国どのように調整をしているかについては、ヨーロッパではエスポー条約があり、これは基本的に事前通報の手続ではあるが、同条約に基づいて一定の調整がなされていると承知している。更に他国の制度・運用について把握に務め、我が国の制度をつくる上で参考にしていくことになると考えている。

(2) 取りまとめ(案)について

〔事務局から説明。以下意見交換〕

○ 今、事務局より、検討点は事務局から出し、それについての検討で「了解を得た」から取りまとめ(案)に記載をしたと説明があった。私は、その説明に賛成できない。このような取りまとめを、仮に、決定して了解を得たものとして出すのであれば、既決事項と未決事項の区別というのが最も肝要だと思う。検討会の時間も限られていることから、仮に再度検討会を開催しても、全ての事項を会議体としての皆の「了解」を得ることは恐らく難しいだろうと思う。

だとすると、この「取りまとめ(案)」の性質を変えるというのが一つの 手段であると思う。すなわち、「取りまとめ(案)」に記載されている事項 は、この検討会における「会議体の了解」という位置づけはやめて、次のような趣旨にしてはどうか。①まず事務局で基本的と思われる国際法上の論点を選び検討会を実施した。そして、②この「取りまとめ(案)」の趣旨として、冒頭において、国際法についての検討は初めてのことであり、その会議での了解事項に絞って紹介するよりも、検討会で出された多様な意見を公開することが関係者、国民に裨益するところが大であると判断した。というように文書の性質に柔軟性をもたせ記載すれば、賛成しやすくなると考えている。

そして、なぜもう一回会議をやったとしても、この「取りまとめ(案)」 が会議体としての了解を得るのが難しいかというと、やはり根本的なところ でまだ了解が得られていないと思うからである。

第一に、論点①から⑥を何故選んだかということの趣旨について、事務局 作成の文書では、3点言及されている。すなわち、①沿岸国の主権的権利、 EEZの法的性質の特殊性、②洋上風力発電施設が大きいという特殊性、③今 後の法整備の前提的な整理となり得るという3点である。しかし、本検討会 の出席者は、①から⑥の論点は、「所与のもの」として伺っており、この論 点を選んだ趣旨というのは最初から事務局から説明を受けておらず、この場 で議論した覚えもない。確かに、ある委員より、この論点を選んだ理由とい うのはどこかに書かなくてはならない旨発言はあったが、それに続くご発言 は、別段、①から⑥の論点の趣旨はこれであるという限定した趣旨での発言 ではないと私は理解した。なので、一委員の発言を取り上げて、6つの論点 を取り上げた趣旨はこうであると「取りまとめ」に記載することは、私はお かしいと思う。ましてやこれらの6つの論点は、事務局より参加者は所与の ものとして与えられた論点であるため、その経緯などを記載するというより、 例えば、事務局として基本的と考えられる6つの論点を選び、そして、検討 を行った結果、これらの論点にはEEZの法的性質の特殊性をさらに認識させ る意義があり、かつ洋上風力発電の特殊性に関心を持たなければならないと いう認識がなされ、また、この検討が、将来、法整備の参考になり得るとい うふうに記載してはいかがか。つまり、この検討会を経て、この6つの論点 にこういう意味づけができた、という書き方にするのであれば、異論があれ ばここで頂戴すればよいし、不自然ではないと思う。なので、このような論 点を選択した趣旨という、大事なことを「後づけ」で、しかも必ずしも委員 の発言の意図とも違っているのに書き込むというのは、私は賛成できず、簡 単にこの「取りまとめ(案)」がこの検討会の「了解」であるということは、 賛成できない。

第二に、ここから先は自分が発言したことであるので、自信を持って言え

るが、沿岸国の送電ケーブル敷設の権利をUNCLOS上どの条文で、読むかということを発言したのは事実である。しかし、この点につき、第3回検討会の折に、資源エネルギー庁から、送電ケーブルの国際法上の根拠については、諸外国の実践も含めて検討中である旨発言があった。にもかかわらず、このように「取りまとめ(案)」に書いてしまうということは、私も不本意であるし、資源エネルギー庁もいかがお考えかと思う。よって、ここの記載は「了解事項」ではないと思う。

第三に、すごく大きな点として、安全水域との関係だけにおいて海洋空間計画というのが記載されているが、私は第1回検討会の折に、むしろより根本的な問題として海洋空間計画についての意識を明記するべきであると申し上げた。そして、ここの取りまとめ案での出典(議事概要)の記載は、私の発言を受け、座長がまとめた発言の箇所を引用したという説明になっている。よって、そもそも座長の発言に先行する私の海洋空間計画についての発言が取り上げられていないという点で、極めてミスリーディングであり、私としてはこれを了解することはできない。

申すまでもなく、12月23日、首相に手交された総合海洋政策本部参与会議からの意見書において、31ページに、データ利用との関係ではあるが、海洋空間計画が明記されており、恐らくはデータ利用を取っかかりとして日本が海洋空間計画という発想を持っていくというのが第4期海洋基本計画へのモチベーションなのだろうと思う。それから考えても、このような安全水域のところ「だけ」で海洋空間計画の発言があったかのように記載されることは、私は了解できない。

以上、いくつかその理由をご説明したが、この検討論点の趣旨を後づけしてしまうのは不適切であるということを含め、個々の論点についても、恐らく私だけではなくてほかの委員の方々も発言が書かれていないとか、趣旨が違うとか、こうした方がもっとよくなるという御助言があろうかと思う。そして、仮にそれを十分に拾って、既決と未決を分けて書くとしても、それが多大な時間を要するのであれば、一つの考え方として、冒頭に申し上げたように記載し、この「取りまとめ(案)」の性質を、議論があったとか、見解が示されたものを広く公開することが関係者にとっても、国民にとっても裨益するものであると考え、その趣旨でこの「取りまとめ(案)」を起草したという趣旨にすればよいかと思う。そのようにした方が、私は誰しもが発言しやすくなるし、急いで拙速なことをせず、しっかりしたものになるように思う。

● この検討会の開催趣旨は、「はじめに」の(1)開催趣旨に書かれている とおり、EEZの洋上風力での実施に関して、UNCLOSとの整合性を中心に国際 法上の諸課題に関して検討することであり、それが我々の出発点であった。 その後、座長のご指示で今回の「取りまとめ(案)」を作成するにあたり、 検討会の皆様に合意いただけるのではないかという形を考え、事務局限り の判断で準備させていただいた。

〇 そもそも毎回合意がなかったという御指摘をされたが、毎回、論点を事前に整理して、それに対する事務局の結論について、本検討会で、そこは異論がないことを御承認いただいているというのが私の理解である。なので、個々の問題について、どこが必ずしも合意が得られなかったというのは、それはこの後の整理ということにも関わるとは思うが、基本的にこの会議が全く合意形成をしていない、ないしは合意形成ができていないということではないというのが司会をした者として申し上げなければならない。

次に、全ての問題についてこの会議が細かい合意をしなければいけない会議かどうかである。この会議は、局長の私的諮問委員会であり、参与会議等のような会議とはかなり性格が違うと私は認識している。それは先ほど委員に2番目に御指摘いただいた、論点を6つに絞るということについて合意があるかないかということにも関わる。私はこういう独立性が相対的に低いような会議においては、私的な諮問をする行政サイドが論点を整理し、いわばギブンで私たちが議論をするというのは当たり前であると思う。ただ、会議のプロセスでそこにとどまらない問題があれば、それは加えていくとことも当然である。

よって、それぞれの委員が論点以外で御意見されたようなことについても、きちんと会議の課題との関係で書き分けができているというのが私の理解である。

● 今のお話を伺い、論点を6つ取り上げたというところについては、まさに 私どもから、この検討をお願いしたいということで上げさせていただいた。 よって、先ほどの御指摘のとおり、事務局で、この6つの論点について取り 上げたというふうに、まずしっかり書くということは、ご指摘の通りである と思う。

その上で、全ての事項について了解を得ていないという御指摘については、確かにそのような部分もあるように思う。ただ、少なくとも、各論点についての結論にあたる「論点に対する考え方」という部分については、事務局としてはそれぞれの回で合意を得た事項だと考えている。ただ、検討の過程でいただいた様々な意見について、これを報告書として載せたほうがよい御意見が多かったと思うので、そのようなものについては、取りまとめ案としては構成上、末尾に記載し、その上で、必ずしも当委員会としての合意事項ではないが、個別に指摘のあった事項いうことで記載させていた

だく。ただ、その内容が、先ほど、委員からあったように、発言の趣旨と違うということは、私ども事務局の酌み取り方が浅いところで、そこは御指摘どおり修正したいと思う。

○ 私は、この議論が洋上風力に特化しているのか、していないのか、よく理解できないが、もし洋上風力に特化しているということで考えると、これは2030年以降、実質的にEEZでつくるという計画だと思う。直ちに来年すぐ設置するからここで整理しなければいけないというものではないと私は理解している。

そういう意味では、現時点でこういう会議をするということは、要するに問題点を広く拾い上げておき、今後解決するものは何か、不十分なものは何かを整理しておくということに意義があるように思う。今回、ある意味では初めてであると思ったため、海外の事例や、洋上風力のEEZの展開計画を国としてはどう考えているのかということをまずまとめることが大事であると思っていた。

この論点①から⑥に関して、私はこれで大体網羅しているかと思うが、確かに幾つかの点は欠けているのもまた事実であり、それを現段階で本当に詰めるのかというと結構難しいことがあると思う。

1つは、先ほど500mの安全水域の設定という話があったが、洋上風力のウインドファームを設定したとき、その中で船を本当に入れるのかどうか。漁船等は入ると思うが、大型船をそこで通行させるのかと。詰め出したら様々な考慮事項があるし、潜水艦が通ってはいけないのかという類いの話もある。また、先ほど細かい話でケーブルの話もしていたが、ケーブルも意外と微妙な存在であると私は思う。そういう意味では、今の洋上風力の進展状況を見る限り、現時点では、課題を広く吸い上げることができればよいと思う。

EEZの利用方法というのは必ずしも洋上風力だけではなくて、石油掘削だとか、漁礁だとか、日本の回りでも様々なものでEEZを利用しているため、その中で今後の問題点として、洋上風力の特徴はどこかというところが、どこかに一節加えられていれば、私としてはよいと思う。今までのEEZの利用の方法と洋上風力の利用の方法でどこが違ってくるのかというところが明確になっていればよいというのが、私の意見である。

○ 今の御発言との関係で言うと、少なくとも、2030年になるか、いつになるかは不明であるが、近い将来において、我が国がEEZで洋上風力発電に乗り出すかどうかという基本の姿勢を決める上で、まず国際法上の問題を取り上げる。その上で、ここでの検討を踏まえて、次の段階で国内法の整備をいかにするか。そういう手順だと思う。そのための委員会であるので、これか

ら国内法の整備をしていくための前提を整理したということで、当然細かな問題は国内法の整理の段階でそれぞれの国内法との関係で検討しなければいけない。

さらに言えば、国内法の骨格が決まり、ないしは法が定まった後に、当然今の再エネ海域利用法と同様に区域指定をする。区域指定をするときに実際の様々な問題点についての考慮、調整というものがなされていく。そういうものが段階的に行われるための総論の整理をするのがこの委員会だと私は理解している。

○ 事務局から提示した論点①から⑥の論点に対する考え方として資料を用い説明を受けた点について、異論がないかと座長が御確認され、しかるべく確認されたことについて、異論はない。

ただ、先ほど申し上げたように、そこから先、多くの意見が出て、必ずしもその論点の枠にはまっていないものもあれば、それから論点の中にははまってはいるが、これから具体的に、それが国内法の問題なのか、実際の実施上の問題なのか、両方なのかはあるとは思うが、これからについても既に先取りをして有益な御発言もあったと思う。それらは自由な発言があったということをむしろ明確にした方がよいわけであり、さらに今後の作業の仕方ということも考慮すると、恐らく今日の後、メールで意見聴取とか、ここの修正をしたらよいといった提案とかを事務局がお受けになると思う。その際、「私はそう主張するが、他の委員は違うかもしれない」と心配する必要なく自由に発信するためには、まず、一方で、事務局から提示した論点については、検討会でこの考え方でよいと了解を得たこと、他方で、ある意味自由にたくさんの意見が出て、そのたくさんの意見を開示することに意義があるというように記載するのがよいと思う。その方が、私も今後何かさらに修正等申し入れる際に、発信しやすいと思う。

〇 今の御発言は、要するに、基本的な構成は、各回で検討した6つの論点に ついてはどこに何を書くか、書きぶりについては改めて検討する。

問題は、末尾にある各委員から出された意見というものが十分に反映されているかどうか。あえて言えば、各委員からの指摘事項の部分の位置づけそのものないしは記載の仕方そのものが今のままでよいか、そこをもう一度検討せよと理解しましたが、違いますか。

○ 違います。恐らく、末尾の各委員からの指摘事項の部分においてその趣旨が一番大きいと思うが、かなりの程度に事前レクで提示された当初案の文面よりも、本日提示された文面は変更がなされている。もともと、各委員からの指摘事項の部分は2ページぐらいにわたっていたと思うが、本日の案文ではそれらがかなりメインボディー(①~⑥の論点の検討・検討結果

の記載箇所)のほうに移動していたので、逆に言うとメインボディーの中に、悪い意味ではないが、重要発言(まだ会議体としての了解には至っていない)がかなり組み込まれているように思う。なので、例えば全体を構成するのが大変であれば、この取りまとめ(案)の趣旨ということで、まず、論点を選び、論点についての検討においては了解を得られた、しかし、それだけではなく、この機会に自由な(場合によっては)これらの論点を超えるもの、あるいはこの論点をさらに具体的に実施していく、国内法整備をしていくときに参考になる意見も自由に聴取できたので、それも広く開示することを目的としているという記載にすればよろしいのではないかと思う。

- 今の御意見と同じことになると思うが、先ほど口頭では了解事項とあったが、この案文にはそのように明確には書かれていないように思う。こういう論点について検討した、で始まり、黒丸を付して様々な見解や根拠が紹介された上で、最終的に「論点に対する考え方」が示される形になっていて、「考え方」については他の委員からもあったように実際に会議でも合意があったと思うが、その上の黒丸には様々な性質のものが含まれている。例えば、「考え方」に至る過程で様々な意見が出されたということで黒丸を位置づけられれば、現在の取りまとめ(案)の構成自体を大きく変えない形で整理できるかと思う。
- 補足だが、確かに結論にあたる論点に対する考え方の前に、いろいろ黒丸で記載しているが、このようにしたのは、いきなり結論が出るのも唐突なので、それなりの理屈的なものを少なくとも書いたほうがよいだろうと考えたためである。ただし、その中に、若干、構成的にいえば末尾の各委員からの指摘事項に位置づけるほうがよいのではないかという意見が紛れ込んでいるのも事実かと思うので、そこは峻別をしたい。

その上で、各委員の指摘事項の柱書きのところに、委員がおっしゃったような、開示することを目的としているというところまで書くという点については、正直言って事務局として、当初はそこまでの認識はなかった。ただ、検討会において、委員から様々な御指摘をいただき、そういったことを世の中に報告することの意義はあると思うので、柱書にそれ自体が目的であるみたいに書くかどうかというのは少し考えさせていただき、また皆さんに御相談したいと思う。

○ 私は、各委員からの指摘事項については、現状案の項目2の末尾ではなく、独立に項目3に記載し、あらかじめ事務局が重要と思った論点が6つあった。しかし、この検討会の中で、委員から重要な問題ではないかという形で御指摘があり、そこについても議論をしたというのを切り分け、そこにそれぞれ現状案に配置されているものがどうなるのかというところをもう一度

整理し、2と3みたいな形で切り分けるのが分かりやすいと思う。そうすれば、委員の御指摘の趣旨も生きるし、事務局として考えていたことも整理できるかと思う。

● 承知した。私の冒頭の説明で、了解を得たと事務局で考えたと申し上げた点が誤解を招いてしまい、その点お詫び申し上げる。私の趣旨は、了解をいただいた事項というのは、事務局から仮説として御説明し、座長から最後のところでこれでよろしきやということで御確認いただいた部分ということである。それ以外の部分、各委員が事前レクで御指摘をいただいたところや、あるいは議事概要、議事要旨から引用してきているところというのは、まさにこの検討会の場で御議論いただいたものであり、そこはこの検討会として加えた部分である。

その上で、今、座長から御指摘いただき、各委員にも合意いただければということではあるが、1. ははじめに、2. は各論点①から⑥について、当初から政府として考えていた論点を記載する。3. として今、申し上げたとおり、検討会の中でいろいろと指摘を受けて、一定の議論をここでやった事項というような位置づけで、峻別した形で整理をさせていただき、特に、今日具体的に御指摘をいただいた部分については慎重に検討し、修正案を作成させていただく。役所の中でもよく精査をして、先生方にできるだけ早めにお示しをし、コメントをいただきたいと考えている。

- 〇 もう一つ、私のほうから確認をしたいことがある。先ほどの委員の御発言の中で次回予備回として計画している1月17日までの期間の短さの御懸念があったと理解をしているが、1月17日というのは、少し後にずらすということは、もう既にできないのか。
- 各委員の委嘱の条件として1月末日までで受けていただいているため、 先生方の中には1月を超えてしまうといろいろと職場の関係で対応できないこともあるように思うので、同じメンバーであるかどうかは分かりかねるという点がある。できる限り1月の中で、特に、1月17日は委員の先生方のお時間を仮押さえしていただいていると理解しており、オンラインかあるいはこういった対面で開くことは可能だと思う。

さらに言えば、1月31日までもし必要があれば、メールか何かで作業をお願いすることもあり得ると思う。

〇 では、1月17日はやるということで、少々期間が短く、皆さん大変かと思うが、それまでに、いろいろな意見を入れ、事務局は、各委員及び各省庁とやり取りをし、最終案を1月17日の会議で議論する。そこでいよいよまとまらなければ、委員が替わってしまったら何の意味もないので、もう一度検討会を実施する、ないしは最後は座長一任というところで調整をさせていた

だくようなスケジュールで事を進めたいと思う。特に御異論なければそういう形で、17日までに各委員とのやり取りをしていただくということとする。

(EEZにおける占用に関する考え方)

- 委員のお考えでぜひ聞きたい点がある。基本的に、EEZに展開するに当たり、大きく考え方が変わってしまう点があり、ここが今後の法改正をする上で重要な論点であると思っている。それがEEZの占用に関する考え方についてである。ここについて、取りまとめ(案)の中にもあるが、今の国内の領海内については財産的権利に基づいて占用の許可を行っているが、EEZになった場合は何に基づいて行うのかといったところで、エネルギーの生産に関する主権的権利に基づいた国内法の整理が必要ではないかというのが結論であると思う。この点において、考え方を大きく変え必要が生ずるという考え方でよいのかというところを確認したい。
- 私はもともと国の所有権に基づくという説明が一番説明しやすいだけであると思う。海面下ないしは海の所有権というものの性質について学説的に申し上げると、明治時代から公所有権説と私的所有権説の対立があるが、私は所有権に基づいて今の再エネ海域利用法を説明してしまうと、EEZに出ていったときに説明できなくなると考えている。私的所有権の上に対して、国は収用をかけることもできるし、それから使用の制限その他、様々な負担を科すことができる。国家は主権の行使として私的所有権に対してでさえ、制限する権限をもっている。公共の利益のために一定の法律の制度に基づいて私人の自由というものを制限できるのは国の権限として、立法権として当然のことだというのが私の理解である。

自分のものでもないのになぜ国が占用許可を出せるのかと問われたときに、一番説明しやすいのは所有権があるからという説明で、それが間違っているわけではないが、それを超えた権限というものが背後を考えなければ、国の所有権というものがそもそも何であるのかというところに遡って議論をする際、議論が混乱する。主権の立法権の範囲というのは当然公共性を前提にして、その公共性を実現するために事前の立法をしなければならないが、事前の立法をして、まさに自然公物の自由使用。自由使用を制限して特定の使用の仕方を強制する権限は主権の中に含まれているというのが私の理解である。そうでなければ主権的権利で説明をしろといっても何の説明にもならない。主権の中にそういう権能が含まれているということを説明しないと、日本はEEZについて占用許可を出せないということになってしまう。

所有権に基づく説明というのは間違いではないが、それが全てではないというふうに考えるのが私の国内法の専門家としての意見である。もちろん違う意見というのはあり得ると思う。

○ 国際法の観点からは、やはりEEZにおいて沿岸国が行使するのは主権的権利ということになるので、これは例えば海面の一定の区域を不動産としてみなして、そこに対する所有権を行使できるとかそういった構成と完全に違う考え方となり、むしろそのようなものは認められない。そのため、そこが主権的権利と言っていることの意義で、領海と同じ主権と言えば済むところを、主権的権利といって表現している意味だと思う。国際法の整理としては、財産的権利を行使しているという形で沿岸部が権限を構成すると、やはりあまりよろしくないということになるかと思う。

ただ、前提となる国内法が仮に財産的権利の行使という形式を取っているからといって、それが直ちに国として海域に対する財産権を主張しているとなるわけではないが、国内法上の整理としてそういう構成を借りているという説明が対外的にできるのであれば、そういった国内法上の法形式を取ること自体の国際法と整合性を検討する余地はあるように思う。ただ、ごく簡単に言えば、やはり財産的権利として構成すると、やはり主権的権利の行使という考え方とは整合しない要素がどうしても入ってくるということかと思う。

- O いずれにしても、財産権で説明できないというのははっきりしていると思う。そこから先は主権的権利とは何か、主権に含まれない主権的権利というのがあるのかどうか、そこは国際法の問題だと思うが、私は、UNCLOSで認めた特定事項について主権を行使できるというのが主権的権利ではないかと国内法的には理解をしている。そうだとすると、やはり主権の中に所有権というのは一つの議論ではあるが、それに尽きない説明要素が現行法にあるという整理になるかと思う。国内法整備をどのように行うにしろ、占用許可を出すということになれば、占用許可の法的根拠が問われるだろうし、そのときに主権的権利だと言えばよいかもしれない。少なくとも所有権では説明できないという世界は動かせないという整理かと思う。
- ほぼ今までの委員の御説明されたこととは思うが、ミスリーディングなのは、「主権的権利というのが主権と違うのは、それを行使する対象や目的が限定されている」点だけなのだと、あとは主権と言ってよいのだということで、大方のテキストでは、まずはそこを説明してそのような書き方をしている点かと思う。しかし、大きな違いが陸と海ではあり、一方で、海についてはそれこそ何世紀もかけてこれを財産としてみなすのかどうかという、海に固有の議論がある。他方で、陸についての主権は、やはり土地という物

があるためではあるが、現在では、基本的に空間として捉えているが、物理的な物であり所有権で捉える考え方が、海においては背後に退いているが、陸についてはその考え方がまだ残っている。それは、物だからこそ、一人しか主権を持てないからである。二人の人が主権を持ったら分けなくてはいけなくなってしまう。では、海についても物と捉えて、陸の主権と同じように物的財産権という考え方が残っているかというと、海については違う議論が発達してきている。主権と主権的権利の違いは、まずはその対象が漁業とか洋上風力発電とかに限定されているというだけで、ほぼ説明できるのだが、ただ、国際法の長い歴史の議論で、陸についての主権の意味と海についての主権の意味というのは、やはり別の議論がなされてきたということがある。

しかし、乱暴なことを言ってしまえば、要はEEZの主権的権利の行使がそこに課せられているUNCLOSの義務に違反しなかったり、他国の権利を侵害しなかったらよいわけであるから、それ以上あえて説明する必要もないわけで、褒められるやり方ではないかもしれないが、うちとしてはこういう使い方をしているけれども、外国の航行の自由も侵害していないといったように、国際法上の権利義務に反しない形で、うちの立法の範囲ではこのようなことをやっているという形でよいのだろうと思う。

従って、今後も恐らく諸外国の実践の検討というのは続けていくと思うが、より詳しく、それぞれの国の国内法の考え方について、UNCLOSを国内法のどこで受けるのか、あるいは新規立法を行っているのか、国により違っているはずであるので、各国の国内法がどの様に位置づけているかを検討することになると思う。恐らくそれはそれぞれの国の長い歴史の発達をなるべく妨げないようにやっているはずであるので、そういう意味で、せっかくの諸外国の実践の検討を始めたので、さらに一層その国の国内法というか、大きく言えば法文化の中でどのようにUNCLOSの規定を読み込んでいくかということに注目して、諸外国の実践の検討を続けていかれればと思う。

- O 1つ確認だが、先ほどの陸上は物としての考え方があり、海は違うという お話しがあったが、領海については、陸上と同じに考えて構わないか。
- 曖昧な回答にはなるが、そういう扱いをしても国際法違反になりにくい。 つまり、領海では外国船舶の無害通航権を侵害しなければ、ほぼ領海沿岸国 の権利行使が認められる。その意味で、領海を陸と同じように扱っても私は 直ちに国際法違反という可能性は想像できないので、よいようにも思う。
- 先ほどの御質問に対して今の議論がどれぐらい有益な答えになったかは 別にして、考え方は少なくとも違う形で説明をしなければいけない。突き詰

めて言えば、主権的権利の具体の権能というのは何であるか。それはまさに 領海を越えた、領海の中の説明とどう整合をつけるかといった整理ができ ようかと思う。

- 今の再工ネ海域利用法など領海内の法律の経緯をご紹介すると、現在、一般海域や、港湾区域内において占用許可を出しているが、この占有許可の考え方は、公物管理権、つまり財産権に基づいて管理水域を特定の事業者に長期間貸すという考え方である。これがEEZになると財産権を主張できないが、それでは占用許可を出せないということではなくて、もう少し概念がより深く広くなり、主権的権利とか主権という考え方で整理をしていくことになるのだと理解をしている。一方で、発電事業をやる際に、考え方が変わったからやることも手続も全く変わるとなると、領海内で展開する事業者とEEZ内で展開する事業者にとって、発電事業者が持つべき権利、あるいは権限付与みたいなところが変わってくる。法律的に非常にテクニカルなところにはなるが、主権的権利というところで整理していかなければいけないと思う。
- 先ほど申し上げた海に対する所有権は、公所有権と私所有権という説が 昔あって、公所有権というのは乱暴に言うと、要するに公用というのと大し て違わない。私的所有とは全然違う中身なのだというような説明ぶりであ るから、そこはやはり隣国の情報であるから、しっかり調べていただくとい うことだと思う。

(EEZの法的性質)

○ 今回の対象のEEZについて、他国が公海と同様の自由を一定程度行使できる海域であるが、法的性質としては公海ではないと条約上も明記されているので、正確を期して、公海としての性格を残しているという言い方はしないほうがよいと考える。

(安全水域)

- 安全水域に関する議論において、とりまとめ案には、私の理解する委員の 御発言と若干異なるところがあるように思う。今の案であると、ウインドファームの海域全体を安全水域として設定するという想定は、風車と風車の 間の距離が1キロを超えていないような場合に、それが固まりになってしまって船が通れなくなるという委員の御懸念があまり読めないのではないか。また、安全水域の幅について、350mで足りるようなときに500mを設定しては駄目であるといった御指摘も入れたほうがよいと考える。
- 〇 もし洋上風力のウインドファームの水域を設定したときに、中にどうい

う船が入れるかというのは整理しておいてもらいたい。国によっては大型船を入れないはずである。それを日本のウインドファームでやったときに、漁船とかそういうのは通れると思うが、大型船が入ってよいかどうかという議論は一度整理しておいたほうがよいと思う。

- その点も安全水域の課題整理として、取りまとめに載せるかどうかはさておき、我々としては整理したい。
- 〇 ほかに各委員ないしは各省庁から御発言はあるか。 1 月17日まで事務局 は今日の議論を整理し、それを事前に各委員に示し、今御質問があったよう な形で関連官庁も含めてやり取りをし、最終案を作成していただく。17日は そういうことで議論をさせていただくこととしたい。

3. 閉 会

● 今日の場でいただいた各委員からの御指摘は、構成面も含め反映させていただく。確認すべき事項などがあれば、本日の検討会終了後、至急お知らせいただき、政府としての最終案を準備し、事前に最終確認案を送らせていただきたい。その上で、17日に第5回検討会を開催し、最終確認案についてご意見をいただくということで調整させていただく。